

国民健康保険税は  
納期内に  
納めましょう



令和4年3月25日 第167号  
一 発 行 一  
五 所 川 原 市  
民生部国保年金課  
〒037-8686  
五所川原市字布屋町41番地1  
TEL.35-2111(番代) 内線2348~2353

国保税の納付が困難な方は、  
収納課に相談を！  
収納課 35-2111  
(内線 2275~2278)

## 春は新生活が始まる季節です！忘れずに届出をしましょう！



### 届出に共通して 必要なもの

本人または本人と同世帯の  
家族による申請の場合

- マイナンバー確認書類（①～③のうちどれか）  
※本人と世帯主のものが必ず必要です
- ① マイナンバーカード
  - ② 通知カード + 顔写真入り身分証明書
  - ③ マイナンバーが記載されている住民票 + 顔写真入り身分証明書

こんなとき	※1 とあわせて必要なもの	
卒業後就職する方・進学する方	学校を卒業後、就職のため3月中に転出する時	国保保険証・学生証または卒業証書
	修学のため、3月中に転出する時	国保保険証・学生証または卒業証書(旧年度)・在学証明書(新年度)
	修学のため、4月以降に転出する時	国保保険証・在学証明書(新年度)
	進級し、引き続き国保保険証の使用を希望する時	
	国保保険証使用者が学生でなくなった時(卒業・退学等)	国保保険証・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証書・退学証明書など) ※他の保険に加入し、国保をやめる際には、健康保険証または資格取得証明書
国保保険証使用者が転出先で住所を変更した時	国保保険証	

こんなとき	※1 とあわせて必要なもの	
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきた時	他の市町村の転出証明書(前住地で国保資格を有していたことが確認できるもののみ)
	職場の健康保険をやめた時	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった時	
国保をやめるとき	他の市町村に転出する時	転出する人の国保保険証(転出にともない世帯主変更となる場合、同世帯の国保加入者全員分の国保保険証)
	職場の健康保険に入った時	1. 職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証 2. 職場の健康保険に加入した人全員分の健康保険証(「2」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になった時	
その他	市内で住所が変わった時(転居)	転居する人全員分の国保保険証(転居にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や氏名が変わった時(世帯主変更、氏名変更)	変更があった人の国保保険証(世帯主に関わる変更があった場合は全員分の国保保険証)
	世帯を分けたり、一緒にした時(世帯分離、世帯合併)	変更があった人の国保保険証(世帯主変更となる場合は全員分の国保保険証)



### 申請する方が本人とは 別世帯に属する場合(代理人)

本人の印鑑、代理人の印鑑及び顔写真入り身分証明書が必要となります。なお、国保保険証は翌日以降に郵送となります。

## 国民健康保険税の納付にご協力を！

保険税は全額、被保険者みなさんの医療費等に充てられる大切な財源です。



### 保険税を滞納すると

- ① 納期限を過ぎた場合は、納付すべき税額に督促手数料と延滞金を加算して納付していただくこととなります。
- ② 前年度以前の保険税を滞納すると、「**短期被保険者証(3ヶ月証)**」が交付されます。
- ③ 納期限から1年間経過しても納付がない場合、保険証を返却することになり、「**被保険者資格証明書**」が交付されます。
- ④ 納期限から1年6ヶ月間経過しても滞納を続けていると、国保の給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の全部または一部が差し止められます。
- ⑤ さらに滞納が続くと、国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。  
※この他、財産等の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

### 「短期被保険者証」とは

保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。保険証の更新には納付相談が必要です。

### 「被保険者資格証明書」とは

納期限から1年間経過しても保険税の納付がない場合に保険証の代わりに交付されるものです。お医者さんにかかるときの医療費はいったん全額自己負担となります。後日、申請すればかかった医療費の7~8割の払戻しを受けられますが、同時に滞納している保険税に充ててもらうこととなります。

## 滞納する前にまず納付相談を！

会社倒産や解雇による失業、病気や不慮の事故による入院など、さまざまな理由で納期限までに税金を納めることが難しい場合は、**収納課**にご相談ください。

### 滞納するとみんなが困ります

みなさんの医療費の支払いにあてる財源が確保できないばかりか、きちんと納めている人との間に不公平が生じ、助け合いのしくみを支えている他の加入者に負担をかけ、多大な迷惑をかけることとなります。



- 国保資格、給付に関すること 民生部 国保年金課 **35-2111** (内線2348~2353)
- 保険税の課税に関すること 民生部 国保年金課 **35-2111** (内線2348~2353)
- 保険税の納税に関すること 財政部 収納課 **35-2111** (内線2272・2273・2275~2278)

# 出産育児一時金について

安心して出産育児ができる制度です



## 1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等での出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は40万8千円））が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

## 2 直接支払制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に直接充てることができるようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。）

なお、直接支払制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者とで書面を取り交わす必要があります。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。）。

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うことになります。また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することになります。

**例**

① 医療機関等から請求された出産に係る費用が47万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払	被保険者が医療機関等に支払
42万円	5万円

② 医療機関等から請求された出産に係る費用が37万円の場合

医療保険者が医療機関等へ支払	医療保険者が被保険者へ支給
37万円	5万円

例を参考に確認してね!



### 直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ▶ 医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ▶ 医療機関直接支払制度合意文書
- ▶ 国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ▶ 世帯主名義の通帳

### 直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ▶ 医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ▶ 国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ▶ 世帯主名義の通帳
- ▶ 死産、流産の場合は医師の証明書

# 妊産婦の方に医療費が助成されます



## 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

- 対象者** 国民健康保険に加入している妊産婦の方
  - 内容** 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（妊婦健診を除く保険診療分（外来のみ））が無料となります。
  - 期間** 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで
- 国保年金課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。
- なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後に交付されます。



**例** 妊娠の届出が令和3年7月20日、出産予定日が令和4年2月15日の方の場合  
 令和3年7月20日から令和4年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分（外来のみ））を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

保険証の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付**

このステッカーが貼ってある医療機関・薬局では、保険証の代わりにマイナンバーカードが使えます。

※事前にマイナポータルへの登録が必要です。

対応機種一覧はコチラ >>

マイナポータルのサイトでご確認ください



iPhoneはコチラ

App Storeからダウンロード



Androidはコチラ

Google Playからダウンロード



! **事前登録**は、スマートフォンでも可能です。マイナンバーカードの読み取り可能な機種であれば「マイナポータルAP」をインストールして申込みできます。

# 新型コロナウイルス感染症に罹患した方等に対する傷病手当金の支給

対象期間を延長しますので、対象者の条件等については「広報こくほ 第163号（令和3年6月25日発行）」をご覧ください。

対象期間 令和4年6月30日(木)まで

問い合わせ先 国保年金課 内線2341

問い合わせ ●国保年金課 35-2111（内線2348~2353）

●金木総合支所 総合窓口係 35-2111（内線3134）

●市浦総合支所 総合窓口係 35-2111（内線4066）